

政策所管部局	官房秘書課	評価実施主体	官房秘書課
施策等の名称	行政事務の効率化		
目 標	「連絡・通知」、「情報共有」、「協議・調整」及び「申請・承認」型の内部事務についてペーパーレス化（電子化）を推進する。	指 標	内部事務のうち主な57事務のペーパーレス化（電子化）の進ちょく状況
基本的考え方	<p>迅速な行政活動を実施するに当たり、その前提として、行政内部の事務が効率良くかつ円滑に行われることが必要である。</p> <p>そのため、省内及び各府省に共通する内部事務について、電子メール、電子掲示板の活用、電子媒体による情報管理の推進などペーパーレス化（電子化）を促進するため、文書の作成・配布・回収に要していた事務量の軽減や、作業時間の短縮、複写用紙の節約を図り、行政事務の簡素化・効率化を進めるため、「法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画」を策定し、平成12年度から3か年計画で推進している。具体的な内部事務とペーパーレス化（電子化）の内容は下記のとおり。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 連絡・通知型内部事務（連絡・通知に係るもの；訃報、会議開催通知、国会情報など）</p> <p style="padding-left: 2em;">省庁間電子文書交換システム、電子メール等を活用して文書を電子的に発送することにより、情報発信者の負荷の軽減・情報伝達に要する時間の短縮等を可能とする。</p> <p>(2) 情報共有型内部事務（データベースなどで情報共有することが可能なもの；通達、広報誌、国会関係資料など）</p> <p style="padding-left: 2em;">電子文書管理システム、電子掲示板等を活用して、文書を共有することにより、部門や場所にとらわれない情報共有（属人的な情報管理から組織的な情報管理へ移行）、情報検索、参照の簡素化等を可能とする。</p> <p>(3) 協議・調整型内部事務（政策の意思決定内容を対外的に伝達し、協議・調整を行うもの；法令協議、政府関連施策等各省協議など）</p> <p style="padding-left: 2em;">電子掲示板等を活用して、協議・調整事務を電子化することにより、方向性決定の迅速化、検討経緯の明確化及び参照の容易性を可能とする。</p> <p>(4) 申請・承認型内部事務（作成取得後の意思決定が必要となる文書で定型化されているもの；運転日報、月報、公用車使用状況報告書など）</p> <p style="padding-left: 2em;">スケジュール管理機能等を活用することにより、申請・承認に係る事務を電子化し、承認までの時間の短縮、申請者の負担軽減、承認経緯の迅速な把握等を可能とする。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	1 目標自体の見直しの有無 なし。		

	<p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>
<p>評価結果</p>	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画に基づき，ペーパーレス化（電子化）の進ちょく状況について，法務省のすべての機関を対象にフォローアップを行い，電子化対象57事務について，「全て電子化」，「一部電子化」，「未電子化」の3類型に分類の上，それぞれの割合を測定し，また，電子化による効果の事例から行政コストの削減・事務の簡素化・効率化の状況を把握する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 前年度の進ちょく状況，フォローアップ結果を踏まえ「法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画」の見直しを行い，職員に対しペーパーレス化（電子化）の必要性についての意識を喚起するとともに，フォローアップの結果をインターネットで公表した。 また，本省・出先機関間の伝達負荷の軽減，伝達スピードの向上を図るため本省局部課・所管各庁間ネットワークを構築をした。</p> <p>4 評価 (1) 電子化対象事務全体について，前年度（()内）と比較すると，全て電子化されている事務は26.0%（23.2%），一部電子化されている事務は35.6%（33.9%）及び未電子化事務は38.4%（42.9%）であり，全て電子化に一部電子化も含めると61.6%となり，電子化が進んでいる。 (2) 電子メール，電子掲示板の活用，電子媒体による情報管理の推進などによる効果の具体的事例は以下のとおりである。 スケジュール調整 日程表を共有ファイルに保存し，職員が閲覧・入力できるようにし各幹部各室・係等の日程を周知。これにより，日程の追加等が適宜可能になり，常に最新の情報が閲覧可能となった。 日程照会・複写・配布事務の軽減，複写用紙の節約。 広報誌（省内誌・部内誌） 原稿作成依頼・出先機関への必要部数の複写及び送付をLANを利用し，電子メール・電子掲示板に掲載した。 複写・配布事務の軽減，複写用紙・郵送料の節約。 法令協議等（省内への配布） 照会・回答事務については，電子メールにより照会を行い，回答様式等を電子掲示板に掲載し，それを活用し回答も電子メールで行う。 電話照会・回答及び複写・配布時間の短縮，複写用紙の節約。</p> <p>(3) 未電子化の主な理由は，ハードウェア及びソフトウェアの未整備又は機能不足等によるもの31.8%，ペーパーレス化（電子化）に対応した文書管理規定及びシステム運用規定の未整備によるもの25.2%及び職員のペーパーレス化（電子化）推進の意識及び情報機器操作の習熟度が低いことによるもの19.8%となっており，今後これらの障害の解消に務める必要がある。</p>
<p>評価結果に基</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p>

<p>づく措置状況</p>	<p>(1) LAN 等情報通信基盤の活用によるペーパーレス化(電子化)実現のための環境整備を図るため、法務省行政情報化推進計画を改定した(平成14年8月)。</p> <p>(2)「文書等一斉整理の日」を定め、文書の重複保有の解消及び執務スペースの確保・執務環境の整備等を図った(平成14年6月)。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1)「法務省における行政事務のペーパーレス化(電子化)実施計画」の見直しを行うとともに、「行政情報化週間」を活用して、ペーパーレス化(電子化)に対する職員の意識向上等を図る。</p> <p>(2)稟議・決裁システムを活用しペーパーレス化(電子化)を推進する。</p> <p>(3)稟議・決裁システムに対応した文書関係規定を整備する。</p> <p>(4)法務省行政情報化推進計画に基づき、情報通信基盤等整備・充実を図る。</p> <p>(5)情報機器操作等習熟度向上のため、情報システム関連講習等を実施する。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房施設課	評価実施主体	官房施設課
施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設整備に係る国際協力		
目 標	基本目標	外務省の施策を踏まえて施設整備に係る国際協力を推進する。	指 標 依頼件数に対する専門家の派遣数 依頼件数に対する研修の実施件数
	達成目標	専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。	
基本的考え方	<p>この施策は、「法務省組織令第17条第5号（施設課の所掌事務）施設の整備に関する国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に関すること」に基づいている。これは、昨今、国際協力に関して、刑事政策分野においても、犯罪の防止、犯罪者の更生が途上国の社会、経済発展の重要な要素であることの認識が高まっているという背景の下、施設に関連する援助要請に対し協力を行うために設けられたものである。</p> <p>具体的には、外務省からの依頼に基づき、外国への専門家派遣及び外国の研修員の受入れ等を行うことにより、相手国施設整備推進のために貢献する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<ol style="list-style-type: none"> 1 相手国からの国際協力要請に対する外務省の予算措置 2 相手国の施設整備に係る予算措置 3 相手国受入れ機関の組織の改編等 		
見直しの有無	<ol style="list-style-type: none"> 1 目標自体の見直しの有無 なし。 2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。 		
評価結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 測定時期 平成14年3月31日 2 評価方法 (1) 専門家派遣依頼に対する達成率を算出する。 (2) 研修依頼に対する達成率を算出する。 3 平成13年度に講じた施策 (1) 専門家の派遣 ア タイ王国司法省から国際協力事業団を通じて同国の少年施設整備プロジェクトを援助する専門家派遣依頼（1名）を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた。 なお、当該専門家は「少年院整備のための標準設計作成」等の技術協力活動を行い、同国の少年施設整備に貢献した（派遣期間：平成11年5月10日～平成13年5月9日）。 イ フィリピン共和国司法省から国際協力事業団を通じて非行少年施設計画分野の専門家派遣依頼（1名）を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた。 		

なお、当該専門家は同国における非行少年訓練施設の現状の調査等を行い、施設の改善について提言を行うなどの貢献を行った（派遣期間：平成13年7月5日～平成13年12月20日）。

(2) 研修員の受入れ及び研修の実施

ア 国際協力事業団からフィリピン共和国司法次官への研修依頼を受け、課内において研修内容を検討し、「少年院・計画及び運営」についての研修を実施した。研修員に対し少年院の計画及び運営についての知識、並びに少年院の現状についての情報提供することで、フィリピン少年司法制度改善の推進に貢献した（研修期間：平成14年2月20日～平成14年2月28日）。

イ 法務省矯正局から同局が研修員として受け入れたタイ王国内務省行刑局会計課長への研修依頼を受け、課内において研修内容を検討し、「施設整備等について」の研修を実施した。研修員に対し矯正施設の計画についての総合的な知識を提供し、タイ王国の矯正施設の改善に貢献した（研修期間：平成13年12月3日～平成13年12月7日）。

4 評価

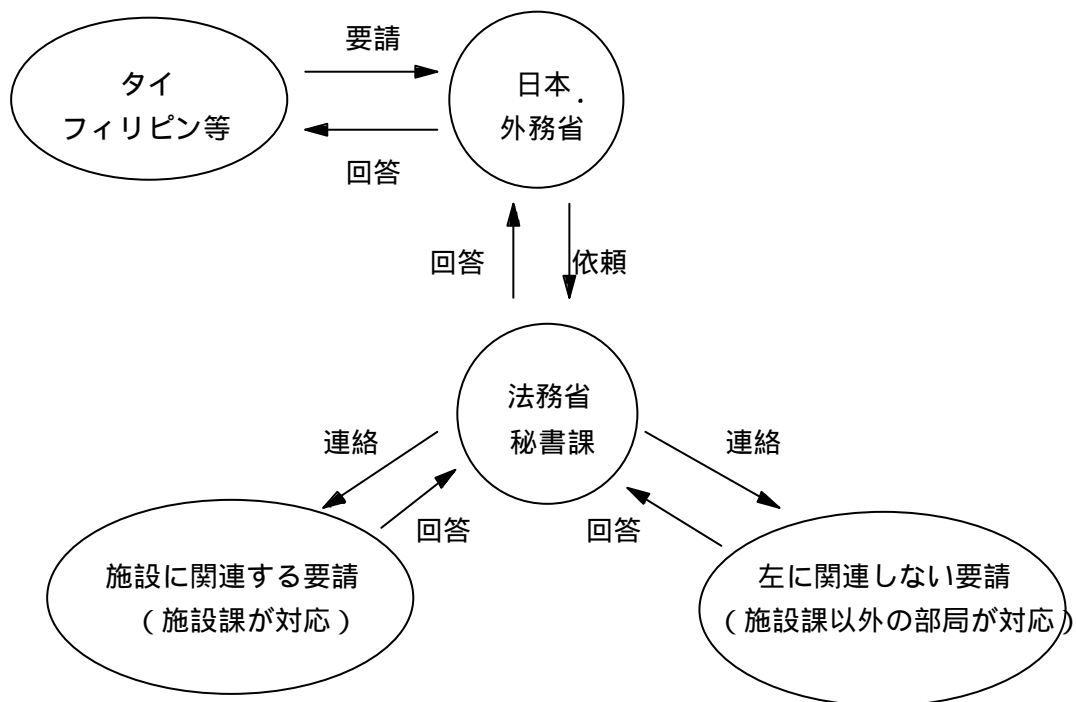
本年度において、専門家派遣依頼及び研修依頼に対する達成度は共に100%であり、実績は良好である。

今後も、本年度同様専門家派遣、研修員の受入れ等について積極的に対応していきたい。

(参考)

組織令第17条第5号関係

「施設の整備に関する国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に関すること」



評価結果に基づき措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

協力を円滑に遂行するため、平成13年度より「施設課国際協力プロジェクトチー

	<p>ム」を発足させ、依頼があった場合、早急に対応できる体制づくりを行っている。</p> <p>本年度も継続してチームを存続させ、専門家派遣、研修員の受入れ等について適切に対応できるよう体制を整えている。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>タイ王国司法省から国際協力事業団を通じての専門家派遣依頼（1名）を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた上、派遣する予定である。（派遣予定期間：平成14年9月～平成16年9月）</p> <p>フィリピン共和国司法省から国際協力事業団を通じての専門家派遣依頼（1名）を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた上、派遣する予定である。（派遣予定期間：平成14年9月～平成15年3月）</p> <p>今後も積極的に対応し、国際協力を推進していく予定である。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	<p>タイ王国及びフィリピン共和国への専門家派遣については、それぞれ本年9月25日と9月17日に予定どおり実施した。</p>

政策所管部局	法務総合研究所	評価実施主体名	法務総合研究所
施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進		
目 標	刑事司法関係者に対する研修等を通じて国際協力をを行い，研修等対象国の刑事司法制度を確立する。	指 標	国際社会における刑事司法を取り巻く情勢動向調査実施状況 国際研修等の実施状況及びこれに対する研修参加国等の評価
基本的考え方	<p>アジア・太平洋地域における開発途上国の最近における実情を見ると，政治機構の不備や汚職のまん延などのため，法による統治が十分機能しなかったり，急速な経済成長を続けているものの，それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり，各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず，法整備が進まず，効果的な犯罪防止策も講じられず，犯罪に対する捜査，裁判及び刑の執行が困難となり，過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては，1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも，犯罪の増加がさほど顕著でなく，犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高さは世界有数であり，治安もおおむね平穩に保たれている我が国に対し，我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力を行うことを要請してきている。法務総合研究所においては，国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年にわたり実施してきたことにより，日本の刑事司法制度のみならず，アジア諸国における刑事司法制度の実情にも精通していることから，その豊富な経験及び知識に基づいて，近年の国際社会の刑事司法を取り巻く情勢の変化や国連等における対策への取組に相応して，「組織犯罪」「汚職防止」「司法改革」等をテーマとして，研修対象国の警察，検察，裁判，矯正，更生保護並びにその他の刑事司法関係機関の高官及び中堅幹部職員を対象に，犯罪の防止及び犯罪者処遇の改善並びに刑事司法制度の確立及び改善・向上を目的とした国際研修等を実施するとともに，刑事司法及び刑事政策全般に関する諸問題について調査・研究を行い，資料及び情報を収集・配布することによって，地域内各国政府の犯罪対策の充実及び犯罪者処遇の向上に協力し，それらの国々における刑事司法制度の確立に寄与する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	研修対象国内における政情不安，政変，治安悪化，研修員の派遣中止や教官の派遣受入中止等の政策転換など。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		

評価結果

1 測定時期

平成14年3月31日

2 評価方法

- (1) 研修に関しては、平成13年に実施した研修に対する、各研修員及び参加国の満足度より評価するものとする。
- (2) 研究等に関しては、年度当初計画が予定どおり実施できたか否かにより評価するものとする。

3 平成13年度に講じた施策

(1) 国際研修・セミナー等の実施

7回の国際研修・セミナー等(延べ実施日数256日,延べ研修員数127人)を実施した。

ア 研修の目的

我が国及びアジアを中心とする諸外国における刑事司法制度に関する諸問題につき検討し、研修参加国における刑事司法制度の充実・発展及び人材育成に寄与する。

イ 研修参加国及び研修員数

中国,インドネシア,インド,タイ等外国人92名 日本人35名

ウ 研修テーマ

国際組織犯罪対策,汚職防止対策,非行少年処遇,刑事司法改革等

(2) JICA 第三国研修・専門家派遣

国際研修・セミナーへの参加希望者は非常に多い現状にあるが、施設等の関係から各研修における各国からの参加者が原則1名に制限されるため、より多くの研修員の参加が可能となるよう関係地域内諸国に教官を派遣し、各国の刑事司法制度改革,矯正における施設内社会内処遇改善,人材育成に寄与するとともに、派遣国における刑事司法制度等の調査結果につき報告書等に取りまとめ発刊した。

ア 派遣国(延べ派遣人員,派遣期間)

コスタ・リカ(2人,15日),ケニア(6人,69日),フィリピン(6人,8日),インドネシア(1人,14日)

イ 報告書関係

「少年司法の効果的運営」(ケニア)・「刑事司法運営への市民参加」(フィリピン)を内容とし、帰国後それぞれ600部・700部を発行し、国連アジア極東犯罪防止研修所(以下「アジ研」という。)による研修成果を伝えることによりアジア・太平洋諸国を中心とする開発途上国の刑事司法制度の改革や運用の向上に協力することを目的として、それら各国の法務省関係機関及び関係省庁,大学等学術研究機関,国際機関等に配布した。

(3) 国際会議等への参加

国連犯罪防止刑事司法委員会会合(ウーン)及び国連刑事司法関係機関長会議ほか世界各地で開催された刑事司法に関する各種国際会議に出席し、犯罪対策や刑事司法改革の現状等について発表するなどし、積極的に国際社会における刑事司法制度の充実に寄与した。

(4) 研修・研究及び調査の成果

上記(1)から(3)における研修・研究及び調査の成果を取りまとめ、アジ研叢書等として発刊し、アジ研における研修・研究成果を伝えることによりアジア・太平洋諸国を中心とする開発途上国の刑事司法運営の向上等に協力するとともに、アジ研の活動に更なる理解と協力を得る目的で、各国で活躍しているアジ研同窓生及びアジ

	<p>ア・太平洋諸国を中心とする世界各国の法務省関係機関，関係省庁，大学等学術研究機関，国際機関等に配布した。</p> <p>ア アジ研叢書（研修講義内容を収録したもの） 2回発行 計4000部 イ ニュースレター（研修概要等を英文で作成したもの） 3回発行 計6200部 ウ アジ研所報（研修概要等を和文で作成したもの） 2回発行 計3800部</p> <p>4 評価</p> <p>（1）これら国際研修・セミナー等については，平成13年度に実施した研修等に際して実施するアンケートに対し，大部分の研修員が「すばらしい研修であった」と回答している上，参加各国からも同様の評価及び新たな研修実施・研修員参加等に関する要望が多数寄せられていることから，適切な研修であったと評価できる。</p> <p>（2）年度当初計画に沿って研修・研究の成果をとりまとめ発刊しており，適切な研究成果を上げられたと評価できる。</p> <p>（3）今後の課題としては，アジア・太平洋地域を中心とする諸外国のより多くの要望にこたえられるよう国際研修やその研修員等の増加を図りつつ，国際社会の刑事司法情勢の変化に即応した，より充実した研修等の実施を目指すことである。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>アジア・太平洋地域を中心とする諸外国の要望にこたえられるよう研修の増加を検討したところ，ASEAN諸国の中核として重要な役割を担っているインドネシアでは，現在，司法制度改革に取り組もうとしており，同国には刑事司法制度改革を緊急に実施するための人材及びノウハウが不足していることから，「インドネシア刑事司法支援研修」を平成15年度から実施できるよう，平成15年度概算要求において新規要求を次のとおり行った。</p> <p>（事項）インドネシア刑事司法支援研修実施経費 （目）政府開発援助諸謝金等 2,888千円</p> <p>2 今後の予定 特になし。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	法務総合研究所	評価実施主体	法務総合研究所
施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進		
目 標	法整備支援活動を通じて国際協力を行い、支援対象国の法の支配を確立する。	指 標	支援対象国の法制度等の調査実施状況 法整備支援計画の策定状況 国際研修等の実施状況及びこれに対する支援対象国の評価
基本的考え方	<p>アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々には、自ら質の高い法整備を行うノウハウや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、そのための支援（法整備支援）を要請してきている。</p> <p>法務省は刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法令を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究所は、過去40年間にわたり、国際研修の実施を通じて刑事司法分野における国際協力に貢献している経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展に寄与するのみならず、国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考え。このため、支援対象国の法制度等の実態を十分に調査して有効適切な法整備支援計画を策定し、研修を実施するなどの活動を通じて、対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともに、各種法制の整備につき、助言や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	相手国の政情不安、政変、治安悪化、支援要請の撤回等の政策転換など。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 施策の実施状況に対する支援対象各国の満足度により評価するものとする。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p>		

(1) 国際研修の実施

10回の国際研修(延べ実施日数209日,延べ研修員数110人)を実施した。

ア 参加国及び研修員数(研修員は支援対象各国の立法担当者及び法律実務家)

ベトナム42人,カンボディア18人,ラオス29人,ミャンマー2人,モンゴル1人,中国1人,韓国5人,日本12人

イ 研修の目的

我が国の法制度の紹介,特定のテーマに関する各国研修員の発表,研修員同士又は我が国の法律専門家とのディスカッション,司法関係機関の見学等を通じ,法の基本原理や,我が国及び支援対象各国の法制度の仕組みや運用の実情などについて相互理解を深めることによって,支援対象各国が行う法制度の整備と人材育成に資することを目的とする。

ウ 研修テーマ

日本の司法制度概要,民事訴訟法,民法改正共同研究,民法起草,民事訴訟法起草,法曹養成と弁護士制度,訴訟外紛争解決制度の研究,不動産登記制度・不動産登記実務に関する諸問題など。

エ 参加者からの評価

(ア) 新しい知識をどれくらい修得したかとの問に対する答

Excellent の評価 38.42%

VeryGood の評価 45.74%

Good の評価 15.58%

Passable の評価 0.26%

(イ) どのくらい有意義であったかとの問に対する答

Excellent の評価 41.87%

VeryGood の評価 43.72%

Good の評価 13.98%

Passable の評価 0.43%

(2) 支援対象国の法制度の調査・研究

支援対象国に教官を JICA 短期専門家として派遣し,これら諸国の法制度の調査・研究等を行わせた。

対象国(延べ派遣人員,派遣期間)

ベトナム(2人,18日),ラオス(5人,277日),モンゴル(1人,29日),フィリピン(1人,8日),インドネシア(2人,14日),ウズベキスタン(1人,21日)

(3) JICA 長期専門家としての海外派遣

ベトナムに教官1人を JICA 長期専門家として1年間派遣し,同国の法制度及びその運用状況の調査及び支援に必要な企画・立案を行わせるとともに,同国の政府機関に対し,法整備のための助言等を行わせた。

(4) 国際会議(シンポジウム)の開催

アジア諸国の訴訟外紛争解決制度に関する調査・研究を行い,国際シンポジウムを1回開催してその成果を発表した。

近年,我が国を含むアジア・太平洋諸国間での国際取引の進展に伴い,企業活動によって生ずる紛争の解決方法として,民事訴訟に代えて,又は民事訴訟を補完するものとして,いわゆる ADR(Alternative Dispute Resolution)を活用しようとする動きが見られ,我が国としても早急な取組が求められていることから,適正な ADR 制度の発展に資することを目的として,調査・研究結果に基づき,各国の ADR の現状及び

今後の方向性，実務上の問題点等について幅広い観点から議論するシンポジウムを開催した。調査対象国である日本，オーストラリア，中国，インドネシア，韓国，シンガポールのADR 専門家によるパネルディスカッションを中心に，学者，弁護士，関係行政機関の担当者，企業法務担当者など，約130名が参加して協議・発表を行った。

(5) 法整備支援連絡会の開催

効果的の法整備支援の企画立案に資するため，外務省，JICA，最高裁判所，日本弁護士連合会，大学等，関係機関との情報交換の場として法整備支援連絡会を1回開催した。関係者約100名が参加し，法整備支援の在り方及び基本方針，法整備支援に携わる人材の確保と育成及びその間の連携の在り方，法整備支援に携わる外国機関・国際機関との連絡・協調の在り方，法整備支援活動の評価の在り方などについて協議を行った。

(6) 調査・研究成果の公表

調査・研究の成果を取りまとめ，ICD NEWS（法務総合研究所国際協力部報）として2回発刊した。

1,000部発行し，法務省関係機関，関係省庁，大学等学術研究機関，国際機関などに配布している。

4 評価

(1) 支援対象国の調査の結果，対象国の統治機構（立法，行政，司法），法体系，立法手続や法の運用に関する問題点，法律家の人材育成に関する情報など，より現地のニーズに則した研修テーマの設定や，他の機関との支援内容の重複を避けた効率的な支援計画の策定に資する情報が得られ，例えば平成14年度から本格的な支援を開始する予定のラオスに関し，今後数年の具体的支援計画を策定したので，支援計画の策定という平成13年度当初の目標は達成されたと認められる。

(2) 平成13年度中に当所が実施した国際研修については，法整備及び人材育成に関する知識を修得させるための満足すべき研修であったとの研修員からのアンケート回答により，有効適切な研修であったと評価できる。

(3) カンボディアに対しては，民法及び民事訴訟法の起草支援を実施しているが，平成13年度中にそれぞれ主要な部分についての草案作成が完了し，平成14年度中には全条文についての草案が完成する予定である。また，ヴェトナムに関しても平成13年度中に民法改正の第一次草案がほぼ完成し，平成15年度の成立を目指して作業が進んでいることなどからも，長期・短期の専門家による調査結果や助言に基づいて，策定された支援計画が順調に実施されていることがうかがわれるので，当初の目標は十分に達成されたと認められる。

(4) 平成13年度中にヴェトナム，カンボディア，ラオスに加え，新たにウズベキスタン，フィリピン，インドネシア等の周辺諸国からも支援要請が寄せられていることから，当所の実施する施策が，アジア地域の開発途上国から極めて高い評価を受けていることが認められる。

以上のことから，当所が平成13年度中に実施した施策により，これら諸国が行う法整備に関して一定の成果を得，当初の目標は達成されたと評価できる。ただし，本施策の実施は，その緒についたばかりであり，支援計画策定の基礎となる支援対象国の調査も当該年度で完了したわけではない。社会・経済情勢の急激な変化に伴い，支援対象国の法制度やその運用も刻々と変わっていくことから，有効適切な支援計画策定のためには，引き続き継続的，かつ深く掘り下げた調査研究が必要である。また，研修の成果

	<p>は、研修生から当該支援対象国内に伝播されることにより支援対象国の法律家の増加やその質の向上に資するものであるが、現在はその体制が整っていないことから、今後はいわゆるトレーナーズ・トレーニングを視野に入れた研修計画又は法整備支援計画を策定していく必要がある。</p> <p>なお、現在のところ世界的にも法整備支援の成果を客観的に評価できる手法は確立されておらず、その重要性が強く認識されつつある。このため、当所としても、今後は法整備支援の評価手法についての研究も併せて実施する必要がある。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>法務総合研究所，日本国内の法整備支援関係機関及び学者等で構成する法整備支援研究会を年4回開催して法整備支援の方法論等に関する学術的研究及び今後の法整備支援の在り方に関する検討を行うこととし，所要の経費を平成15年度概算要求において要求した。要求の内容は，以下のとおりである。</p> <p>（事項）法整備支援研究会開催経費</p> <p>（目）諸謝金等 14,438千円</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	